

特定不妊治療費助成事業

体外受精、顕微授精、凍結融解胚移植の費用の一部を公費で負担できます。

[申請基準・治療費助成内容]

- ・夫婦の所得合計額が730万円未満
- ・1回の治療につき10万円まで
- ・1年度(4/1~3/31)2回まで
- ・通算5年間助成

詳しくは、都道府県庁あるいは政令都市の担当課までお問い合わせ下さい。
兵庫県および姫路市の案内パンフレットは、当院受付にありますので、ご自由におとり下さい。

平成 19 年度

姫路市特定不妊治療費助成事業のご案内

特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けられたご夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。

対象者

姫路市内に住所がある方で次の(1)～(4)のすべてに該当する方

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦 (単身赴任などで配偶者が市外に居住する場合も申請できますが、両方の自治体で申請することはできません。)
- (2) 特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている方
- (3) 姫路市が指定した医療機関で特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)を受けた方
(医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても対象となります。)
以下の治療法は助成の対象外となります。
 - ・ 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
 - ・ 代理母 (夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)
 - ・ 借り腹 (夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの)
- (4) 夫と妻の前年(1月から5月までの申請については前々年)の所得の合計額が730万円未満であること (所得の計算は児童手当法施行令を準用します。)

助成額・期間

1回の治療につき10万円まで、1年度当たり2回を限度に、通算5年間助成します。

※ 申請・助成の年度の区分は、申請日の属する年度です。(1年度とは、4月1日から翌年3月31日までです。)
例えば、平成20年3月31日までの申請は平成19年度、平成20年4月1日以降の申請は平成20年度の取り扱いとなります。

※ 過去の特定不妊治療費の受給状況について、必要に応じて他自治体へ照会すること及び交付決定情報を必要に応じて他自治体へ提供することがあります。

申請方法

治療が終了した日から3か月以内に、必要書類を揃えて申請してください。